

犯罪被害者等給付金裁定等の事務取扱いに関する訓令の運用解釈について（概要）

（平成30年3月30日 鹿相第68号）

本通達は、犯罪被害者等給付金裁定等の事務取扱いに関する訓令の運用及び解釈について定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 申請の受付
- 事実関係の調査
- 該当事案の発生時における措置

等である。